日 本 大 学 校 友 会 会 則

改　正　案	現　行
第１章　総　則	**第１章　総　則**
（名　称） 第１条　現 行 ど お り	（名　称） 第１条　この会は，日本大学校友会（以下校友会という）と称する。
（目　的） 第２条　現 行 ど お り	（目　的） 第２条　校友会は，会員相互の親睦と福利増進を図り，自立・自助の精神に則り学校法人日本大学との共生組織体としての機能を発揮し，母校の興隆発展に寄与することを目的とする。
（事　業） 第３条　現 行 ど お り ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	（事　業） 第３条　校友会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。 ① 桜門会館の設置及び管理運営に関する事項 ② 会報誌の発行及び各種出版物の刊行に関する事項 ③ 全国校友大会，各種研究会，研修会，講演会等の開催に関する事項 ④ 会員相互の福利厚生等に関する事項 ⑤ 校友子女選抜の特別優待生制度に関する事項 ⑥ 都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会への補助に関する事項 ⑦ 学部別部会への還付金の補助に関する事項 ⑧ 日本大学への寄付等支援に関する事項 ⑨ 国際交流事業に関する事項 ⑩ 日本大学から諮問を受けた事項の答申及び意見具申に関する事項

⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰	現 行 ど お り

（本部事務局及び支部等）
第４条　　現 行 ど お り
２　　現 行 ど お り

支　部　規　程

（趣　旨） 第１条	現 行 ど お り
（設　置） 第２条 ２	
（申　請） 第３条 ① ② ③	
（会員資格） 第４条	

⑪	日本大学教職員の教育・文化活動への奨励及び助成に関する事項
⑫	日本大学学生等の募集及び就職活動への支援に関する事項
⑬	準会員の奨学事業に関する事項
⑭	準会員の学業，体育及び文化活動への助成に関する事項
⑮	準会員の福利厚生に関する事項
⑯	準会員の診療費助成制度に関する事項
⑰	その他校友会が必要と認めた事項

（本部事務局及び支部等）
第４条　校友会本部事務局を，日本大学本部内に置く。
２　支部及び桜門会の設置等については別に定める。

支　部　規　程

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第４条第２項に基づき，校友会各都道府県支部・各学部別部会・各職域別部会（以下『支部』という）の設置等に関し必要な事項を定める。
（設　置）
第２条　支部の設置は，それぞれの区分別に１支部とする。ただし，都道府県支部については政令指定都市その他の事情により２以上の支部を置く必要性が生じた場合，組織化することができる。
２　前項の規程にかかわらず，その他の特殊な区分に応じて支部を設置する必要がある場合，次条の申請を経て設置することができる。
（申　請）
第３条　支部の設置を申請する場合，当該団体は次の事項を記載した設置申請書を校友会会長に提出し，役員総会で承認を得なければならない。
①　支部会則
②　加盟会員及び支部役員の氏名，卒業年次，出身学部・学科，現住所，職業等を記載した名簿
③　経過報告書
（会員資格）
第４条　支部の加盟会員は，会則第５条第１項各号に規定する資格を有する者でなければならない。

（会　員　数）
第５条
（支部役員）
第６条

（支部の事務局）
第７条
（運営等の報告）
第８条

２

（会費の徴収）
第９条

（規程の遵守）
第１０　条

現 行 ど お り

（会　員　数）
第５条　支部会員数は，原則として，１００名以上とする。
（支部役員）
第６条　支部には，当該地域在住の支部長及び５名以上の支部役員を置く。ただし，特別の事情がある場合は，当該地域に勤務先などの社会的活動の拠点を有し，支部活動に貢献した者を支部長及び支部役員にすることができる。
（支部の事務局）
第７条　支部の事務局には，一定の場所に支部会則，支部会員名簿及び支部会計帳簿その他関係書類を備え置かなければならない。
（運営等の報告）
第８条　支部長は，原則として毎年３月末日までに支部長，支部役員の氏名及び支部運営の状況について，文書をもって校友会本部に報告しなければならない。
２　支部長は，支部会則の改廃，役員の交替，会員の異動その他の重要事項について，その都度速やかに報告しなければならない。
（会費の徴収）
第９条　支部は，必要に応じて支部の運営に係る会費を当該支部の会員から徴収することができる。
（規程の遵守）
第１０　条　支部は，日本大学校友会会則及びこの規程を遵守しなければならない。

桜門会規程

（趣　旨）
第１条

（桜門会）
第２条

２

（会員数）
第３条
（公認申請）

現 行 ど お り

桜門会規程

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第４条第２項に基づき，日本大学校友会桜門会（以下『桜門会』という）に関する事項を定める。
（桜門会）
第２条　桜門会は，日本大学校友会正会員により組織され，日本大学校友会に公認された団体とする。ただし，校友会支部規程による支部は除く。
２　桜門会は，校友会支部規程に定められた支部の下部組織とし，各都道府県支部の協力組織とする。
（会員数）
第３条　桜門会は，正会員１５名以上をもって構成する。
（公認申請）

第４条　　現 行 ど お り

①
②　　現 行 ど お り

２　前項の申請があった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査の上，校友会会長・副会長会に報告する。

３　校友会会長・副会長会は，前項の報告を受け，審議決定を行い，その結果を役員総会に報告する。

（会　費）
第５条
（役　員）
第６条　　現 行 ど お り
２
（桜門会の事務局）
第７条
（会費の徴収）
第８条
（規程の遵守）
第９条

第２章　会　　員

（会員資格）
第５条　　現 行 ど お り
①　会　　員　　現 行 ど お り

②　正会員　　学校法人日本大学寄附行為施行規則第７条に定める学校を卒業又は修了後年会費を納める者

第４条　桜門会の公認を申請する場合は，次の事項を記載した申請書を，校友会会長宛に提出しなければならない。
①　桜門会会則
②　加盟会員名簿及び役員名簿

２　前項の申請があった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査の上，校友会常任会に報告する。

３　校友会常任会は，前項の報告を受け，審議決定を行い，その結果を役員総会に報告する。

（会　費）
第５条　前条により，日本大学校友会から公認された桜門会は速やかに，別に定める年会費を納入しなければならない。

（役　員）
第６条　桜門会には，会長及び役員を置く。

２　会長は，会長及び役員の交替，会員の異動等重要な事項について，その都度速やかに校友会本部事務局に報告しなければならない。

（桜門会の事務局）
第７条　桜門会の事務局には，一定の場所に桜門会会則，桜門会会員名簿及び桜門会会計帳簿その他関係書類を備え置かなければならない。

（会費の徴収）
第８条　桜門会は，必要に応じて会の運営に係る会費を会員から徴収することができる。

（規程の遵守）
第９条　桜門会は，日本大学校友会会則及びこの規程を遵守しなければならない。

第２章　会　　員

（会員資格）
第５条　校友会の会員は，次のとおりとする。
①　会　　員　　学校法人日本大学寄附行為施行規則第７条に定める学校を卒業又は修了した者
②　正会員（個人）　学校法人日本大学寄附行為施行規則第７条に定める学校を卒業又は修了後年会費を納める者

③　正会員（団体）	削る
③　準　会　員	現 行 ど お り
④　特 別 会 員	正会員を除く学校法人日本大学及び特別・準付属高校に勤務を有する専任教職員又は専任教職員であった者であり，日本大学校友会特別会員規程により入会を認められ，年会費を納める者

特　別　会　員　規　程

（趣　旨）
第１条
（資格要件）
第２条　　現 行 ど お り
（入会手続）
第３条

２　前項の申込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に会長・副会長会に報告する。
３　会長・副会長会は，前項の報告を受け，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。
４　　現 行 ど お り

⑤　推 薦 会 員	日本大学校友会推薦会員規程により入会を認められ，年会費を納める者

推　薦　会　員　規　程

（趣　旨）
第１条　現 行 ど お り

（資格要件）
第２条　現 行 ど お り

③　正会員（団体）	日本大学校友会傘下組織体（都道府県支部・学部別部会・職域別部会・桜門会等）
④　準　会　員	日本大学校友会会則第３９条第１項・第２項に該当する者
⑤　特 別 会 員	日本大学校友会特別会員規程により推薦された者

特　別　会　員　規　程

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第５条第１項第５号に基づき，特別会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。
（資格要件）
第２条　特別会員の資格は，正会員を除く学校法人日本大学及び特別・準付属高校に勤務を有する専任教職員又は専任教職員であった者とする。
（入会手続）
第３条　前条に該当する者が入会を希望する場合は，所定の申込書及び資格要件を証明する書類をもって校友会会長あてに申し込むものとする。
２　前項の申込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に常任会に報告する。
３　常任会は，前項の報告を受け，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。
４　特別会員となることを認められた者は，定められた期日までに，別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。

⑥　推 薦 会 員	日本大学校友会推薦会員規程により推薦された者

推　薦　会　員　規　程

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第５条第１項第６号に基づき，推薦会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。
（資格要件）
第２条　推薦会員は，正会員以外で本人が会員となることを希望し，かつ，

① 削る ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	現 行 ど お り
（入会手続） 第3条　現 行 ど お り ２　前項の申込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に会長・副会長会に報告する。 ３　会長・副会長会は，前項の報告を受け，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。 ４　現 行 ど お り	
⑦ 賛 助 会 員	現 行 ど お り

賛　助　会　員　規　程	
（趣　旨） 第1条　現 行 ど お り （資格要件） 第２条　賛助会員の資格は，正会員，準会員，特別会員及び推薦会員となる資格を有しない者で，日本大学校友会が実施する事業の趣旨に賛同する者とする。 ① 削除 ② 削除	

次の各号の一に該当する者とする。 ① 推薦校友（学校法人日本大学寄附行為施行規則第９条に定める者） ② 学校法人日本大学評議員又は評議員であった者 ③ 日本大学に在籍した者 ④ 日本大学付属及び特別・準付属校を卒業した者 ⑤ 日本大学が設置する専門学校を卒業した者 ⑥ 日本大学司法研究所若しくは会計学研究所で受講した者で司法試験又は公認会計士試験に合格した者 ⑦ 日本大学から博士の学位を授与された者 ⑧ 日本大学が設置する学校又は日本大学が契約した特別・準付属校に勤務する非常勤教員 （入会手続） 第３条　前条に定める要件を満たす者は，申込書及び資格要件を証明する書類をもって，校友会会長に申し込むものとする。 ２　前項の申込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に常任会に報告する。 ３　常任会は，前項の報告を受け，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。 ４　推薦会員となることを認められた者については，定められた期日までに別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。	
⑦ 賛 助 会 員	日本大学校友会賛助会員規程により推薦された者

賛　助　会　員　規　程	
（趣　旨） 第１条　この規程は，日本大学校友会会則第５条第１項第７号に基づき，賛助会員の推薦等に関し必要な事項を定めるものとする。 （資格要件） 第２条　賛助会員の資格は，次のとおりとする。 ① 賛助会員（個人）　正会員（個人），準会員，特別会員及び推薦会員となる資格を有しない者で，日本大学校友会が実施する事業の趣旨に賛同する者とする。 ② 賛助会員（団体）　正会員（団体）となる資格を有しない組織体で，日本大学校友会が実施する事業の趣旨に賛同する組織体とする。	

（入会手続）
第３条　　現 行 ど お り

２　前項の申し込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に会長・副会長会に報告する。
３　会長・副会長会は，前項の報告を受け，資格要件を精査の上，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。
４　　現 行 ど お り

２　現 行 ど お り

３　現 行 ど お り

第３章　名誉顧問

（名誉顧問）
第６条　校友会に名誉顧問を置くことができる。
２　削る
２　現 行 ど お り

第４章　役　　員

（役員の構成）
第７条　校友会に次の役員を置く。
①　会　　長　　現 行 ど お り
②　副　会　長　　３４名以内
③　監　　事　　現 行 ど お り
④　常任委員　　現 行 ど お り

（入会手続）
第３条　前条に該当する者が入会を希望する場合は，正会員である推薦者１名以上の署名，捺印を記した所定の申込書により校友会会長あてに申し込むものとする。
２　前項の申し込みがあった場合，校友会本部事務局は速やかに資格要件を調査し，その結果を申込書と共に常任会に報告する。
３　常任会は，前項の報告を受け，資格要件を精査の上，入会の可否を決定し，その結果を当該申請者に通知するものとする。
４　賛助会員となることを認められた者は，定められた期日までに，別に定める年会費を校友会本部に納入しなければならない。

２　会員は，卒業学部に所属し，居住地又は職域の支部等に重複して所属することができる。
３　正会員で退会しようとするものは，理由を付して，校友会会長宛に退会届を提出しなければならない。

第３章　名誉会長・名誉顧問

（名誉会長・名誉顧問）
第６条　校友会に名誉会長及び名誉顧問を置くことができる。
２　名誉会長は，日本大学学長とする。
３　名誉顧問は，校友会に功績のあるものを，会長が委嘱する。

第４章　役　　員

（役員の構成）
第７条　校友会に次の役員を置く。
①　会　　長　　１名
②　副　会　長　　４３名以内
③　監　　事　　若干名
④　常任委員　　８０名以上１５０名以内

⑤ 委　員　　現 行 ど お り

2　現 行 ど お り

（役員会費）

第8条　現 行 ど お り

校友会各種年会費額		
日本大学校友会会則第８条，第３８条第１項及び第３項に基づく各種年会費額は，以下のとおりとする。		
役　員		
会　長	１００，０００	円
本部長	５０，０００	円
副会長	５０，０００	円
監事	５０，０００	円
常任委員	３０，０００	円
委員	２０，０００	円
正会員		
個人	１０，０００	円
団体		
都道府県支部	５０，０００	円
学部別部会	３００，０００	円
職域別部会	１００，０００	円
桜門会	２０，０００	円
準会員	１０，０００	円
特別会員	１０，０００	円
推薦会員	１０，０００	円
日本大学校友会賛助会員規程第３条第４項に基づく年会費額は，以下のとおりとする。		
賛助会員		
個人	１０，０００	円
団体　１口	５０，０００	円

2　現 行 ど お り

⑤ 委　員　　１５０名以上３００名以内

2　校友会役員は正会員のうちから選出する。

（役員会費）

第8条　役員は，別に定めるところにより年会費を納入しなければならない。

校友会各種年会費額		
日本大学校友会会則第８条，第３８条第１項及び第３項に基づく各種年会費額は，以下のとおりとする。		
役　員		
会　長	１００，０００	円
本部長	５０，０００	円
副会長	５０，０００	円
監事	５０，０００	円
常任委員	３０，０００	円
委員	２０，０００	円
正会員		
個人	１０，０００	円
団体		
都道府県支部	５０，０００	円
学部別部会	３００，０００	円
職域別部会	１００，０００	円
桜門会	２０，０００	円
準会員	１０，０００	円
特別会員	１０，０００	円
推薦会員	１０，０００	円
日本大学校友会賛助会員規程第３条第４項に基づく年会費額は，以下のとおりとする。		
賛助会員		
個人	１０，０００	円
団体　１口	５０，０００	円

2　会費未納者は，校友会の役員に就任することができない。

（会長等の選任）

第９条　会長は，副会長の互選により会長候補者を選出し，役員総会で選任する。

会長・監事選考委員会に関する内規

廃止する。

２　現 行 ど お り

副会長選出規程

（趣　旨）

第１条　現 行 ど お り

（副会長の選出）

第２条　現 行 ど お り

①　現 行 ど お り

１）｝現 行 ど お り

２）｝

（会長等の選任）

第９条　会長は，別に定める選考委員会の議を経て役員総会で選任する。

会長・監事選考委員会に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は，日本大学校友会会則第９条に基づき，会長・監事選考委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の選出）

第２条　委員は，校友会役員の中から選出し，次のとおりとする。

①　副会長から選出された者　３名
②　北海道・東北ブロックから選出された者　１名
③　関東ブロックから選出された者　１名
④　東京ブロックから選出された者　１名
⑤　東海・北信越ブロックから選出された者　１名
⑥　近畿・中国ブロックから選出された者　１名
⑦　四国・九州ブロックから選出された者　１名
⑧　文系学部別部会から選出された者　１名
⑨　理・薬系学部別部会から選出された者　１名
⑩　医・歯・生物系学部別部会から選出された者　１名
⑪　職域別部会から選出された者　１名
⑫　会長指名から選出された者　２名

２　会長選考委員会の議長は，会長代行者とする。

（会議の議決）

第３条　議事は，過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

２　副会長は別に定める規程により選出する。

副会長選出規程

（趣　旨）

第１条　この規程は，日本大学校友会会則第９条第２項に基づき，副会長の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

（副会長の選出）

第２条　副会長の選出は次のとおりとする。

①　ブロックから推薦された支部長　１２名

１）　北海道ブロック　１名
２）　東北ブロック　　１名

3） 4） 5） 6） 7） 8） 9） 10） ② ③	現 行 ど お り
④ 削る	
（副会長の委嘱） 第３条　副会長は，会長・副会長の議を経て会長が委嘱する。	

（監事の選出）
第 10 条　現 行 ど お り

（本部長の任命）　削る
第 11 条　削る
２　削る

（常任委員・委員の選出）
第 11 条　　現 行 ど お り

常任委員・委員選出規程

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第１１条に基づき，常任委員・委員の選出に関し必要な事項を定めるものとする。
（常任委員の選出）
第２条　現 行 ど お り

① ② ③	現 行 ど お り
④　削る	

（委員の選出）

3）　関東ブロック　　２名	
4）　東京ブロック　　２名	
5）　東海ブロック　　１名	
6）　北信越ブロック　１名	
7）　近畿ブロック　　１名	
8）　中国ブロック　　１名	
9）　四国ブロック　　１名	
10）　九州ブロック　　１名	
②　学部別部会会長　１８名	
③　職域別部会会長　　５名	
④　会長が指名した者　８名以内	
（副会長の委嘱） 第３条　副会長は，会長が委嘱する。	

（監事の選出）
第 10 条　監事は，役員総会において正会員のうちから選出する。

（本部長の任命）
第 11 条　校友会に本部長を置くことができる。
２　本部長は，会長が必要であると認めたときに，会長が任命する。

（常任委員・委員の選出）
第 12 条　常任委員・委員の選出は，別に定める。

常任委員・委員選出規程

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第１２条に基づき，常任委員・委員の選出に関し必要な事項を定めるものとする。
（常任委員の選出）
第２条　常任委員は，正会員のうちから選出し，次のとおりとする。
①　各都道府県支部長または支部から推薦された者１名
②　各学部別部会から推薦された者２名
③　各職域別部会から推薦された者１名
④　会長指名による者２０名以内
（委員の選出）

第3条　現 行 ど お り
① ┐
② ├ 現 行 ど お り
③ ┘
④ 削る
⑤　現 行 ど お り
（常任委員・委員の委嘱）
第４条　常任委員・委員は，会長・副会長会の議を経て会長が委嘱する。
２　現 行 ど お り

（役員の任期）
第12条　現 行 ど お り

２　現 行 ど お り
３　削る

第５章　顧問

（顧問の選任及び職務）
第13条　校友会に顧問を若干名置くことができる。任期は１年間とする。
２　顧問は，会長が指名する。
３　顧問は，役員総会に出席し，意見を述べることができる。
４　顧問は，校友会の重要な事項について会長の諮問に答える。

第６章　役員の職務

（会長の職務）
第14条　現 行 ど お り

第３条　委員は，正会員のうちから選出し，次のとおりとする。
① 各都道府県支部から推薦された者２名
② 各学部別部会から推薦された者３名
③ 各職域別部会から推薦された者２名
④ 会長指名による者４０名以内
⑤ 各桜門会から推薦された者１名
（常任委員・委員の委嘱）
第４条　常任委員・委員は，常任会の議を経て会長が委嘱する。
２　常任委員・委員は，副会長を兼ねることはできない。

（役員の任期）
第13条　役員の任期は３年とし，再任を妨げない。ただし満８０歳をもって定年とする。
２　補充の役員の任期は，前任者の残任期間とする。
３　第１項にかかわらず，会長が特に必要と認めたときは，常任会の議を経て，定年を延長することができる。

第５章　顧問・参与

（顧問・参与の選任及び職務）
第14条　校友会に顧問・参与を７５名以内置くことができる。任期は１年間とする。
２　顧問・参与は，会長が指名する。
３　顧問・参与は，役員総会に出席し，意見を述べることができる。
４　顧問・参与は，校友会の重要な事項について会長の諮問に答える。

第６章　役員の職務

（会長の職務）
第15条　会長は，校友会を代表し，会務を総理する。

（副会長の職務）
第15条　　現 行 ど お り

2
3　　現 行 ど お り
4

（監事の職務）
第16条　　現 行 ど お り

2　監事は，常任委員会，会長・副会長会に出席し，意見を述べることができる。

（常任委員の職務）
第17条　　現 行 ど お り

（委員の職務）
第18条　　現 行 ど お り

第7章　会　　議

（会議の種類）
第19条　会議は，役員総会，常任委員会，会長・副会長会，会長がこれを招集して議長となる。

（役員総会）

（副会長の職務）
第16条　校友会の目的を遂行するために会長は，副会長に総務・財務・企画・広報・組織・スポーツ振興等の事項を分掌させることができる。
2　副会長は，会長を補佐し，会長の命を受け，所管の業務を遂行する。
3　副会長は，会長の承認を得て，各分掌された事項を審議するため，委員会を設置することができる。
4　会長に事故あるとき又は欠けたときには，あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理又は代行する。

（監事の職務）
第17条　監事は，会計及び財務並びに会務について監査し，その結果を役員総会に報告する。
2　監事は，常任委員会，会長・副会長会及び常任会に出席し，意見を述べることができる。

（常任委員の職務）
第18条　常任委員は，会務の運営に必要な事項を審議する。

（委員の職務）
第19条　委員は，役員総会に出席し，会務に必要な事項について審議する。

第7章　会　　議

（会議の種類）
第20条　会議は，役員総会，常任委員会，会長・副会長会，常任会とし，会長がこれを招集して議長となる。

（役員総会）

第20条　　現 行 ど お り

２　　現 行 ど お り

３　役員総会の招集については，総会期日の２週間前迄に，会議の目的・日時・場所等を通知しなければならない。

４　都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会から役員総会に議題を提案する場合は，校友会本部事務局が指定した期日までに必要書類を提出し，常任委員会の議を経なければならない。

（常任委員会）

第21条　　現 行 ど お り

２　　現 行 ど お り

（会長・副会長会）

第22条　会長・副会長会は，会長及び副会長で構成し，会務の円滑な運営に必要な事項を審議する。また，校友会通常業務の範囲に限り，これを決定し執行することができる。

２　会長・副会長会は，原則として毎月１回の開催とする。ただし，必要に応じて随時開催することができる。

（常 任 会）　削る

第24条　　削る

２　　削る

第21条　役員総会は，年１回定時総会を開き，必要に応じ臨時総会を開くことができる。

２　役員総会は，事業計画案，収支決算及び収支予算案等の承認並びに会則及び規程等の制定・改廃その他必要な事項について審議決定する。

３　役員総会の招集については，総会期日の２週間前に，会議の目的・日時・場所等を通知しなければならない。

４　都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会から役員総会に議題を提案しようとする場合は，あらかじめ校友会本部事務局に指定した期日までに会議に付議すべき事項等を記載した必要書類を提出し，常任委員会の議を経なければならない。

（常任委員会）

第22条　常任委員会は，会長，副会長及び常任委員をもって構成し，年２回開き，必要に応じて臨時に開くことができる。

２　常任委員会は，役員総会の準備その他校友会の会務の運営に必要な事項を審議する。

（会長・副会長会）

第23条　会長・副会長会は，会長及び副会長で構成し，会務の円滑な運営に必要な事項を審議する。また原則として年３回開き，必要に応じて随時開くことができる。

（常 任 会）

第24条　常任会は，会長及び会長が指名した副会長若干名で構成し，校友会通常業務の範囲に限り，これを決定し執行することができる。

２　常任会は，原則として毎月１回開催とし，必要に応じ随時開くこ

（会議の議決）
第23条　　現 行 ど お り
2　現 行 ど お り
3

第８章　運営委員会

（運営委員会）
第24条　　現 行 ど お り
2
3
4　現 行 ど お り
5
6
7
8

第９章　資産及び会計

（資　　産）
第25条　　現 行 ど お り
2　　現 行 ど お り

とができる。

（会議の議決）
第25条　会議は構成員の２分の１以上の出席を必要とする。
2　委任事項を明示した書面をもって議長に委任した者は出席者とみなす。
3　議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

第８章　運営委員会

（運営委員会）
第26条　校友会に，会長の指示の下に各種運営委員会（以下委員会という）を置くことができる。
2　委員会は，副会長を委員長とし，校友会の運営に必要な事項を協議する。
3　委員会は，委員若干名をもって組織する。
4　委員会の委員は，会員のうちから委員長の意見を聴き会長が委嘱する。
5　委員会は，委員長が招集し議長となる。
6　会長は，随時委員会に出席することができる。
7　委員の任期は３年とする。ただし，再任を妨げない。
8　会長は必要があると認めた場合，常任会の議を経て，特別委員会を置くことができる。

第９章　資産及び会計

（資　　産）
第27条　校友会の資産は，固定資産及び流動資産とする。
2　次の各号に掲げる収入は，すべて校友会の資産とする。

①
②
③
④　現 行 ど お り
⑤
⑥
⑦

（資産処分の制限）
第26条　　現 行 ど お り

（資産の管理）
第27条　　現 行 ど お り

２　　現 行 ど お り

（経　　費）
第28条　校友会の経費は，第25条第２項の収入をもって充てる。

（会　　計）
第29条　　現 行 ど お り

（予　　算）
第30条　　現 行 ど お り

２　　現 行 ど お り

① 資産から生ずる果実
② 正会員年会費収入
③ 準会員年会費収入
④ 役員年会費収入
⑤ 寄付金
⑥ 校友会の都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会からの会費
⑦ その他の収入

（資産処分の制限）
第28条　固定資産及び流動資産の処分については，役員総会の決議を要する。

（資産の管理）
第29条　校友会の資産は，会長が管理し，銀行等の定期預金にするなど，安全確実な方法により管理するものとする。
２　資産管理の責任は，校友会本部事務局長がその任にあたる。

（経　　費）
第30条　校友会の経費は，第２７条第２項の収入をもって充てる。

（会　　計）
第31条　校友会の会計は，一般会計をもって表示する。

（予　　算）
第32条　予算は，常任委員会の承認を得て，役員総会の議を経なければならない。
２　予算に著しい変更がある場合には，前項を準用し，補正するものとする。

（決　　算）
第31条　決算は，会計年度終了後，４か月以内に行い，これについて監事の意見を求めるものとする。
２　　現 行 ど お り

①
②　現 行 ど お り
③
３

（余剰金の扱い）
第32条　　現 行 ど お り

（報告義務）
第33条　　現 行 ど お り

（会計年度）
第34条　　現 行 ど お り

（経　　理）
第35条　　現 行 ど お り

２　　現 行 ど お り

（決　　算）
第33条　決算は，会計年度終了後，４ケ月以内に行い，これについて監事の意見を求めるものとする。
２　次の各号に定める第３条第７号の還付金の助成については，毎年度の５月末日までに本部校友会に報告するものとする。様式については，別に定める。
①　還付金に係る事業報告書
②　還付金に係る収支報告書
③　その他校友会が必要と認めた事項
３　決算は，常任委員会の承認を得て，役員総会の議を経なければならない。

（余剰金の扱い）
第34条　決算において余剰金があるときは，積立金に編入するか，又は次会計年度に繰り越すものとする。

（報告義務）
第35条　予算及び決算は，役員総会後，会報誌等を通じて，第５条第１項第１号を除く正会員等に遅滞なく，報告しなければならない。

（会計年度）
第36条　校友会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（経　　理）
第37条　校友会の経理については，校友会会則に定めるもののほか日本大学経理規程を準用する。
２　諸会議に係る旅費については，原則として都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会が負担する。

（会　　費）
第36条　　現 行 ど お り

２　｝現 行 ど お り
３

第１０章　準　　会　　員

（準 会 員）
第37条　　現 行 ど お り

２　｝現 行 ど お り
３

第１１章　事　　務　　局

（事 務 局）
第38条　　現 行 ど お り

２　　現 行 ど お り

第１２章　賞　　罰

（表　　彰）
第39条　　現 行 ど お り

（会　　費）
第38条　校友会の都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会は，別に定める会費を校友会本部事務局に納付する。
２　会費未納の都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会については，役員総会の議を経て，その公認を停止することができる。
３　正会員，準会員，特別会員，推薦会員及び賛助会員の年会費は別に定める。

第１０章　準　　会　　員

（準 会 員）
第39条　準会員は，日本大学（大学院・通信教育部を含む）又は，日本大学短期大学部に在籍している者とする。
２　準会員は，別に定める年会費を納入した者。
３　準会員の福利厚生等については，別に定める。

第１１章　事　　務　　局

（事 務 局）
第40条　校友会の事務は，会長の命を受けて，校友会本部事務局が処理する。
２　校友会本部事務局の事務は，大学に委託するものとし，委託内容は別に定める。

第１２章　賞　　罰

（表　　彰）
第41条　校友会に特別の功労があった個人及び団体（都道府県支部，学部別・職域別部会及び桜門会）並びに準会員（学生）の学業・体育・文化活動に対して表彰することができる。

２　現 行 ど お り

表彰規程

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第 39 条の規程に基づき，個人並びに団体（支部・部会）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。
（表彰の意義）
第２条　　現行どおり

（表彰の対象）
第３条　　現行どおり
①
②　現行どおり
③
④
⑤
（表彰の種別）
第４条　　現行どおり
①　現行どおり
②
（表彰の選考）
第５条　表彰の選考は，会長・副会長会の議を経て会長が表彰する。

（役員の解任）
第 40 条　　現 行 ど お り

（除　　名）
第 41 条　　現 行 ど お り

①　　現 行 ど お り

２　表彰に関する事項は，別に定める。

表彰規程

（趣　旨）
第１条　この規程は，日本大学校友会会則第 42 条の規程に基づき，個人並びに団体（支部・部会）の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。
（表彰の意義）
第２条　表彰は，個人並びに団体（支部・部会）の特別な功労を表彰することにより，この会の目的を高揚し会員相互の発展の模範となすものである。
（表彰の対象）
第３条　表彰の対象は，次に掲げる者とする。
①　校友会の発展に特に寄与した者
②　国家又は社会に功績があり，この会の名誉を高めた者
③　日本大学の設置する学部又は短期大学部に顕著な功労があった者
④　校友会本部役員並びに支部役員及び学部別部会・職域別部会等で多年にわたり会務遂行に尽力し，この会の発展に貢献した者
⑤　校友会の発展に多年にわたり尽力した支部・部会
（表彰の種別）
第４条　表彰の種別は，次のとおりとする。
①　表彰状及び記念品
②　感謝状及び記念品
（表彰の選考）
第５条　表彰の選考は，常任会の議を経て会長が表彰する。

（役員の解任）
第 42 条　役員が心身等の事由により職務の執行に耐えないとき，又は役員としてふさわしくない行為があったときは，役員総会の議決により解任することができる。

（除　　名）
第 43 条　校友会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは，役員総会の決議により除名することができる。
①　日本大学の名誉を傷つけ，又は校友としての品位を害する言動

② ｝現 行 ど お り
③ ｝

第１３章　個人情報の保護

（個人情報の保護）
第42条　　現 行 ど お り

第１４章　雑　　則

（大学への届出）
第43条　　現 行 ど お り

附　　則

１　この会則は，令和４年　月　日から施行する。
２　令和３年に発生した元日本大学理事長及び元日本大学理事に係る一連の事案において，学校法人日本大学の運営に関する法令等の違反事案において，学校法人日本大学が運営に関する責任を負うと認めた者については，会長，副会長及び監事に就任することができない。
３　令和３年度中に会長指名による常任会構成員であった者については，令和５年６月末までの期間，会長，副会長及び監事に

があったとき。
② 校友会の秩序を乱したとき。
③ 故意又は重大な過失によって，日本大学及び校友会に損害を与えたとき。

第１３章　個人情報の保護

（個人情報の保護）
第44条　校友会は，個人情報取扱事業者として，個人情報の保護を会務上の最重要事項の一と位置づけ，「個人情報の保護に関する法律」に基づき，別に定める規程及びガイドラインにより個人情報を正確かつ安全に取り扱うものとする。

第１４章　雑　　則

（大学への届出）
第45条　校友会の会則を改正したときは，日本大学に届けるものとする。

附　　則

この会則は，令和４年７月８日から施行する。

就任することができない。

（卒業した学校の範囲）
学校法人日本大学寄附行為施行規則第７条より

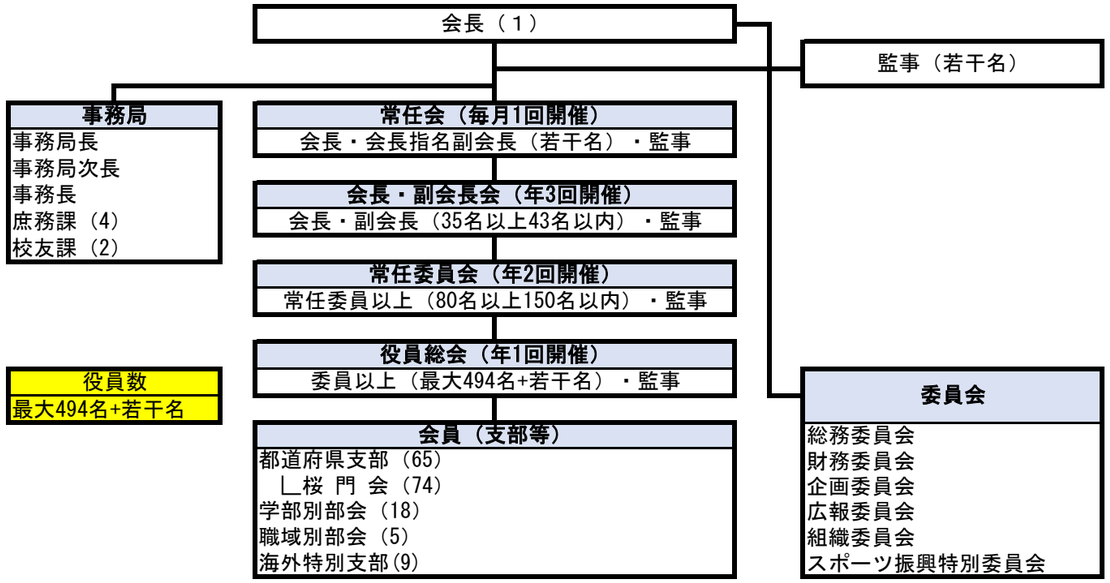
① 日本法律学校
② 高等工学校及び工業専門校
③ 東洋歯科医学校及び歯科医学校
④ 東京獣医学校
⑤ 専門学校令による専門学校，専門部，高等師範部，高等専攻科及び師範専修科
⑥ 東京高等獣医学校及び東京獣医畜産専門学校
⑦ 専門学校令による大学
⑧ 大学令による大学及び予科，大学院及び選科
⑨ 学校教育法（新学制）による大学，大学院及び短期大学

（卒業した学校の範囲）
学校法人日本大学寄附行為施行規則第７条より

① 日本法律学校
② 高等工学校及び工業専門校
③ 東洋歯科医学校及び歯科医学校
④ 東京獣医学校
⑤ 専門学校令による専門学校，専門部，高等師範部，高等専攻科及び師範専修科
⑥ 東京高等獣医学校及び東京獣医畜産専門学校
⑦ 専門学校令による大学
⑧ 大学令による大学及び予科，大学院及び選科
⑨ 学校教育法（新学制）による大学，大学院及び短期大学

現行

組織



役員選出方法

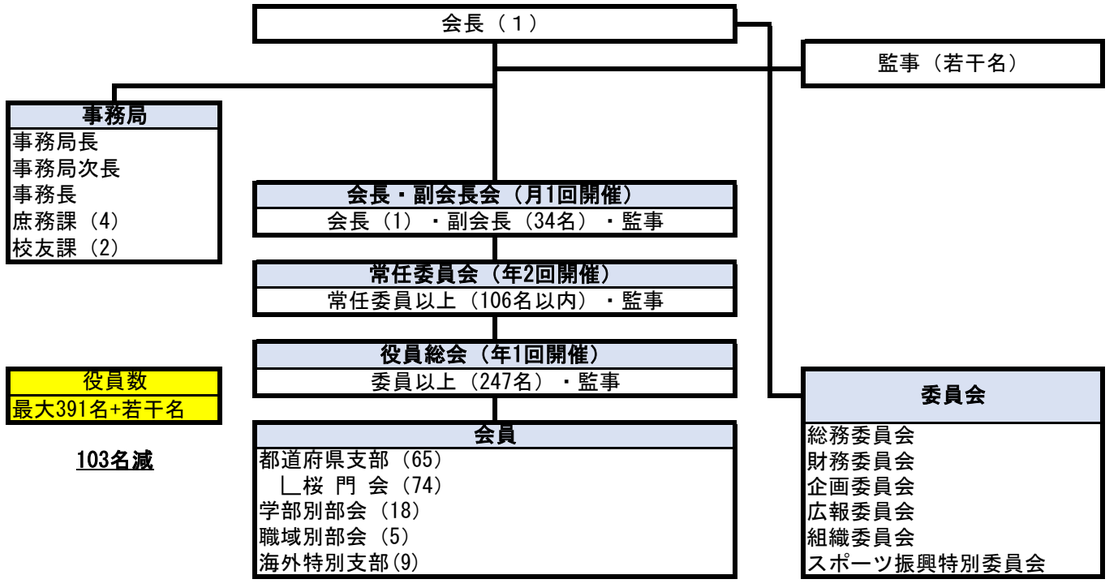
会長（1）	選考委員会の議を経て役員総会で選任
副会長（35名以上43名以内）	副会長選出規程：会長が委嘱する。 ①ブロックから推薦された支部長１２名 （北海道1，東北1，関東2，東京2，東海1，北信越1，近畿1，中国1，四国1，九州1） ②学部別部会会長１８名 ③職域別部会会長５名 ④会長が指名した者８名以内
常任委員（80名以上150名以内） ※常任委員の副会長兼務なし	常任委員・委員選出規程：常任会の議を経て会長が委嘱 ①各都道府県支部長または支部から推薦された者1名 ②各学部別部会から推薦された者２名 ③各職域別部会から推薦された者1名 ④会長指名による者２０名以内
委員（150名以上300名以内） ※委員の副会長兼務なし	常任委員・委員選出規程：常任会の議を経て会長が委嘱 ①各都道府県支部から推薦された者２名 ②各学部別部会から推薦された者２名 ③各職域別部会から推薦された者２名 ④会長指名による者４０名以内 ⑤各桜門会から推薦された者１名
監事（若干名）	役員総会において，正会員のうちから選出

会員制度

在学時	入学時に1万円，2年次から4年次の前期に準会員費として1万円を徴収 4年次後期に新卒正会員費（卒後1年目の会費）として1万円を徴収 ※在学中に合計5万円を徴収 ※準会員として，診療費助成制度及び奨学金制度の利用可
卒業後	卒業後2年目から会員に対し，毎年1万円を徴収

第１フェーズ改革案

①選出方法の変更。副会長から会長を選出
②校友会の執行部会議に当たる会議を会長・副会長会とし，常任会を廃止
③役員選出における会長指名制度の廃止



会長（1）	副会長の中から互選により会長候補者を選出し，役員総会で選任
副会長（35名以内）	副会長選出規程：会長が委嘱する。 ①ブロックから推薦された支部長１２名 （北海道1，東北1，関東2，東京2，東海1，北信越1，近畿1，中国1，四国1，九州1） ②学部別部会会長１８名 ③職域別部会会長５名
常任委員（106名以内） ※常任委員の副会長兼務なし	常任委員・委員選出規程：会長・副会長会の議を経て会長が委嘱 ①各都道府県支部長または支部から推薦された者1名 ②各学部別部会から推薦された者２名 ③各職域別部会から推薦された者1名
委員（250名以内） ※委員の副会長兼務なし	常任委員・委員選出規程：会長・副会長会の議を経て会長が委嘱 ①各都道府県支部から推薦された者２名 ②各学部別部会から推薦された者２名 ③各職域別部会から推薦された者２名 ④各桜門会から推薦された者１名
監事（若干名）	会長が役員総会の承認を得て，正会員のうちから任命する。